INABA

因幡電機産業株式会社

証券コード　9934

第73期 定時株主総会招集ご通知

日　時

2021年６月18日（金曜日）午前10時

場　所

大阪市西区立売堀４丁目11番14号
当社 11階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。多くの株主の皆様が集まる**株主総会は、集団感染のリスクがあります。**議決権の行使は書面またはインターネット等で行い、当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

目　次

第73期定時株主総会招集ご通知……P. 1
株主総会参考書類……P. 5
事業報告……P.14
計算書類……P.33
監査報告……P.39

株主各位

証券コード 9934
2021年5月28日
大阪市西区立売堀４丁目11番14号
因幡電機産業株式会社
代表取締役社長　喜多肇一

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

［書面による議決権行使の場合］

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2021年６月17日（木曜日）午後５時15分まで**に到着するようご返送ください。

［インターネットによる議決権行使の場合］

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、**2021年６月17日（木曜日）午後５時15分まで**に議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、４頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1　日　　時　**2021年６月18日（金曜日）午前10時**

2　場　　所　**大阪市西区立売堀４丁目11番14号**
当社 11階会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3 目的事項

報告事項

1．第73期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第73期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案 剰余金の処分の件

第２号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

第３号議案 監査等委員である取締役１名選任の件

第４号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

以 上

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

＜株主様へのお願い＞

・新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。多くの株主の皆様が集まる株主総会は、集団感染のリスクがあります。議決権の行使は書面またはインターネット等で行い、当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

＜当社の対応＞

・出席役員及び株主総会運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。
・株主総会の議事は、例年よりも迅速かつ円滑な進行となる方法を検討しております。
・株主懇談会につきましては、中止とさせていただきます。

＜ご来場される株主様へのお願い＞

・マスクを必ずご着用くださいますようご協力をお願いいたします。
・会社入口に設置のサーマルカメラにて体温チェックをさせていただきます。体調不良と見受けられる株主様には、株主総会運営スタッフがお声がけのうえ、ご出席をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
・施設内におきましては、アルコール消毒のご協力をお願いいたします。
・会場内の座席間隔を従来より拡大し、座席数を減少いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

■ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

■ 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.inaba.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
① 連結計算書類の「連結注記表」
② 計算書類の「個別注記表」
従って、本招集ご通知添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した対象の一部であります。

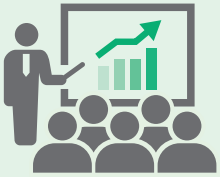
■ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

■ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.inaba.co.jp）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

1 株主総会にご出席いただける場合



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時
2021年
6月18日（金曜日）
午前10時

2 書面(議決権行使書)で議決権を行使する場合



各議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限
2021年
6月17日（木曜日）
午後5時15分
到着分まで

3 インターネットで議決権を行使する場合



次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限
2021年
6月17日（木曜日）
午後5時15分
入力完了分まで

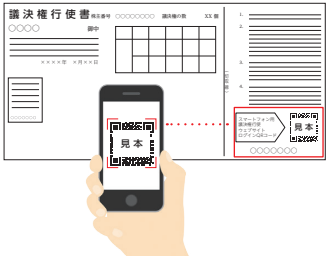
・インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
・議決権行使書とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

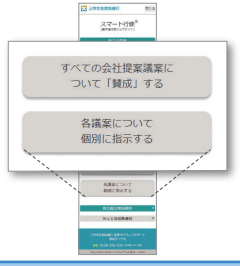
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

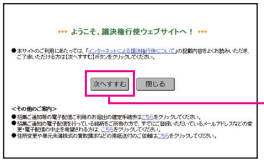
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

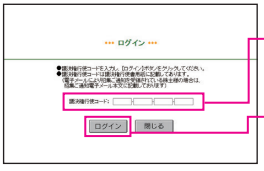
議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

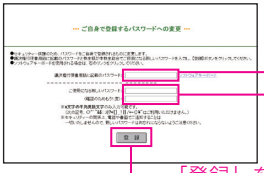
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でPCやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議案及び参考事項

第１号議案 ≫ 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、配当と自己株式の取得を合わせた中期的な総還元性向を50％程度とすることを基本方針としております。年２回（中間配当及び期末配当）の安定配当に加え、市場動向を考慮しながら柔軟に特別配当や自己株式の取得を実施してまいります。

この方針に基づき、当期の配当につきましては、期末配当を１株当たり50円とし、中間配当50円と合わせて年間配当を１株当たり100円といたしたいと存じます。

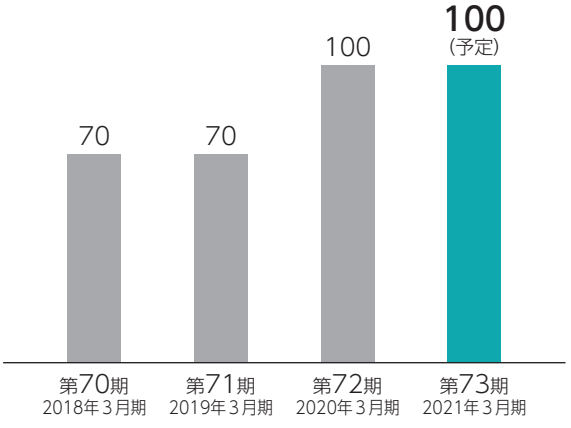
期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
上記方針に基づき、当期の１株当たり期末配当金につきましては、50円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は2,782,276,550円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年６月21日といたしたいと存じます。

１株当たりの配当金（年間）の推移　（単位：円）



※2019年12月１日付で普通株式１株を２株とする株式分割を実施いたしましたので、第72期中間以前の配当金につきましては、株式分割後ベースに換算した配当金額を記載しております。

第２号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）７名は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンスの向上及びより機動的な意思決定を行うことを目的として、取締役を４名減員し、取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者一覧

候補者番号	氏名（ふりがな）	当社における地位及び担当
1	再任 守谷（もりや） 承弘（よしひろ）	代表取締役会長
2	再任 喜多（きた） 肇一（せいいち）	代表取締役社長兼技術本部長
3	再任 田代（たしろ） 浩明（ひろあき）	取締役電設カンパニー長

候補者番号 1　守谷（もりや）　承弘（よしひろ）　（1951年9月20日生）　再任

■ 所有する当社株式の数
102,773株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1974年 3 月	当社入社
1998年 6 月	当社取締役電設事業部長
2001年 4 月	当社取締役電設本部長兼電設事業部長
2001年10月	当社取締役電設本部長兼電設事業部長兼近畿電設事業部長
2002年 4 月	当社取締役電設本部長
2003年 4 月	当社常務取締役電設本部長
2004年 4 月	当社代表取締役社長兼電設本部長
2005年 4 月	当社代表取締役社長
2010年 4 月	当社代表取締役社長兼営業本部長
2012年 4 月	当社代表取締役社長
2019年 6 月	当社代表取締役会長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

守谷承弘氏は、現在代表取締役会長であり、長年にわたって当社の経営を担い、先見性のある経営力で事業拡大と企業価値向上に多くの成果をあげてまいりました。その豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 2 **喜多 肇一**（きた せいいち）（1959年８月19日生） 再任

■ 所有する当社株式の数
39,760株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1982年３月	当社入社
2011年６月	当社取締役電材西日本事業部長
2014年４月	当社常務取締役電材西日本事業部・電工事業部管掌
2014年10月	当社常務取締役生産技術本部長兼電材西日本事業部・電工事業部管掌
2015年４月	当社常務取締役生産技術本部長兼電工事業部管掌
2016年４月	当社常務取締役電工本部長
2019年４月	当社常務取締役
2019年６月	当社代表取締役社長
2021年４月	当社代表取締役社長兼技術本部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

喜多肇一氏は、現在代表取締役社長であり、強いリーダーシップと業界全般に対する高い知見で事業拡大と企業価値の更なる向上に大きく貢献してまいりました。その豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 3 **田代 浩明**（たしろ ひろあき） （1967年4月12日生） 再任

■ 所有する当社株式の数
11,716株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1991年 6 月　当社入社
2017年 6 月　当社取締役電設西日本事業部長
2019年 4 月　当社取締役電設カンパニー長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

田代浩明氏は、現在取締役電設カンパニー長であり、当社の電設資材事業において豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

（注）1．各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の24頁に記載のとおりです。各候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案 ≫ 監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役北野明彦氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

岩倉 広幸（いわくら ひろゆき）

（1959年３月３日生） 新任

■ 所有する当社株式の数
27,666株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983年３月	当社入社
2011年６月	当社取締役電設東日本事業部長兼海外営業部長
2012年４月	当社取締役電設東日本事業部長
2014年４月	当社取締役電設東日本事業部長兼電材東日本事業部管掌
2016年４月	当社取締役電材本部長
2019年４月	当社取締役生産・技術本部長
2021年４月	当社取締役（現任）

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

岩倉広幸氏は、現在取締役であり、当社の電設資材事業において豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有しており、中立的な立場から客観的な意見を述べ、当社の監査等委員である取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、新たに選任をお願いするものであります。

（注）１．候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

２．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の24頁に記載のとおりです。岩倉 広幸氏の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第４号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）に対するストックオプションとしての新株予約権の報酬等について、2020年６月19日開催の第72期定時株主総会において、取締役の報酬等の額とは別枠で、年額100百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、本年３月１日施行の「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」により、取締役に対する報酬としての新株予約権の付与については、その具体的な内容につき株主総会の承認を得ることが求められております。

つきましては、現行のストックオプションの制度を継続すべく、下記のストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容につきご承認をお願いするものであります。

本件ストックオプションは、新株予約権が当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられるものであること等から、その具体的内容及び算定方法は、当社取締役への報酬として相当なものであると考えております。

現在の取締役は７名でありますが、第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は３名となります。

記

ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容

(1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

①新株予約権の総数

2,000個を各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

②新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

当社普通株式200,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の前日から遡って20取引日間の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（１円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）または他の種類株式の普通株主への無償割当てもしくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、その条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(3) 新株予約権を行使することができる期間
募集事項を決定する当社取締役会決議の日から２年を経過した日より５年以内で当社取締役会が定める期間とする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(5) 新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

(6) 新株予約権の取得条項
以下の(ⅰ)、(ⅱ)、(ⅲ)、(ⅳ)または(ⅴ)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
(ⅰ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
(ⅱ)当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
(ⅲ)当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
(ⅳ)当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
(ⅴ)新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

以　上

事業報告 （2020年４月１日から2021年３月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛や休業要請などにより企業活動が抑制されるなか、経済活動の再開や各種政策の効果による持ち直しが一部でみられましたが、依然として感染症の収束は見通せず、厳しい状況が続きました。

当社グループの係わる電設資材業界は、営業活動の制限や建設工事の一時中断などにより、低調に推移いたしました。また、自社製品の係わる空調業界は、エアコンの買い替え需要の高まりに政府の特別定額給付金が追い風となり、ルームエアコンの出荷（国内1,009万台 前年同期比5.5%増）が堅調だったものの、建設需要の後退などにより低調に推移いたしました。

このような情勢のなか、当社グループは中長期的な経営戦略に沿って、重点施策を着実に推進したものの、売上高は2,773億69百万円（前年同期比5.6%減）、営業利益は154億55百万円（前年同期比4.1%減）、経常利益は158億13百万円（前年同期比3.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は113億23百万円（前年同期比2.1%減）となりました。

売上高

第72期 2020年３月期	前年同期比	第73期 2021年３月期
2,937億17百万円	5.6%減	2,773億69百万円

営業利益

第72期 2020年３月期	前年同期比	第73期 2021年３月期
161億11百万円	4.1%減	154億55百万円

経常利益

第72期 2020年３月期	前年同期比	第73期 2021年３月期
163億52百万円	3.3%減	158億13百万円

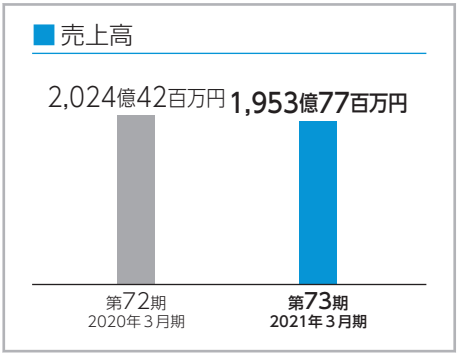
親会社株主に帰属する当期純利益

第72期 2020年３月期	前年同期比	第73期 2021年３月期
115億63百万円	2.1%減	113億23百万円

セグメントの業績は、次のとおりであります。

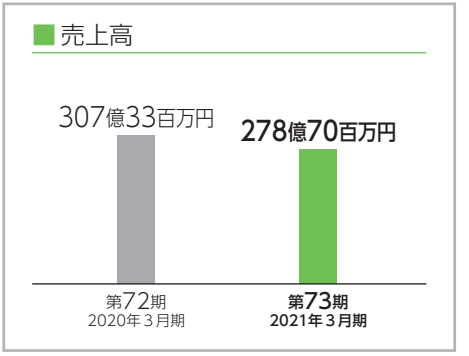
電設資材事業

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響や東京オリンピック関連需要の反動減などによって、電線ケーブル類や照明類をはじめとした電設資材全般において売上が減少した結果、売上高1,953億77百万円（前年同期比3.5％減）となりました。



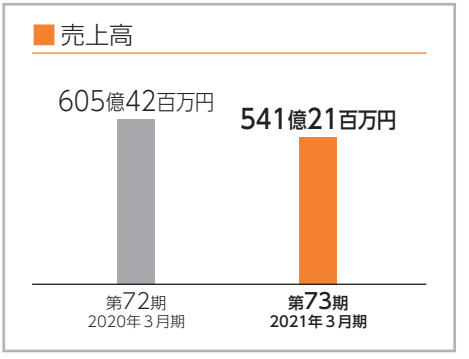
産業機器事業

情報インフラ投資の本格化などを背景に半導体関連向けの販売が底堅く推移したものの、製造業を中心とした設備投資の先送りにより、制御機器及び電子部品の販売が減少した結果、売上高278億70百万円（前年同期比9.3％減）となりました。



自社製品事業

堅調なルームエアコンの出荷を背景に空調配管化粧カバー「スリムダクトシリーズ」などの販売が底堅く推移したものの、政府の熱中症対策による学校空調導入の反動減などにより被覆銅管が大幅に減収した結果、売上高541億21百万円（前年同期比10.6％減）となりました。



2 設備投資の状況

当社グループでは、企業競争力の強化及び中長期的な成長のため、事業用地の取得のほか、生産設備の更新や基幹系業務システムをはじめとしたソフトウェアの開発等に総額33億14百万円の設備投資を実施いたしました。

3 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

4 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、首都圏の再開発や2025年開催予定の大阪・関西万博に向けた建設需要の高まりが期待されるものの、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、先行き不透明な状況にあります。

このような環境の中でも、当社グループは中長期的な成長を目指し、①自社製品（ＰＢ商品を含む）の開発・拡充、②省エネ・省力化ソリューションの推進、③首都圏市場におけるシェア拡大、④グローバル展開の加速、⑤事業領域の拡大、⑥ＥＳＧ経営の推進といった重点施策を着実に実行していくことによって企業価値の最大化を追求してまいります。

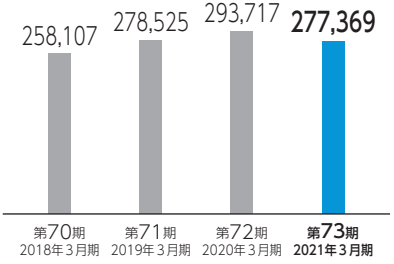
当面の課題として、グループ内の連携を強化し、シナジーの創出による収益力の向上に取り組んでまいります。

5 財産及び損益の状況の推移

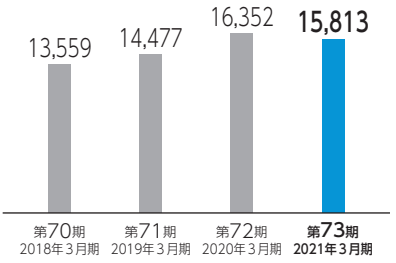
区　分	第 70 期 2018年３月期	第 71 期 2019年３月期	第 72 期 2020年３月期	第 73 期 2021年３月期 当連結会計年度
売上高 (百万円)	258,107	278,525	293,717	**277,369**
経常利益 (百万円)	13,559	14,477	16,352	**15,813**
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	8,866	9,462	11,563	**11,323**
１株当たり当期純利益 (円)	160.11	169.20	207.34	**203.26**
総資産 (百万円)	196,414	202,454	212,214	**219,500**
純資産 (百万円)	118,928	122,598	127,811	**135,689**
１株当たり純資産額 (円)	2,119.05	2,194.09	2,288.76	**2,425.57**

(注) １．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
３．１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
４．当社は、2019年12月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は当該株式分割が第70期の期首に行われたと仮定して算定しております。

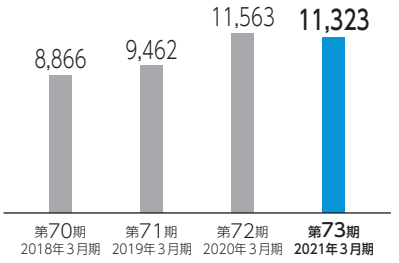
売上高 (単位：百万円)



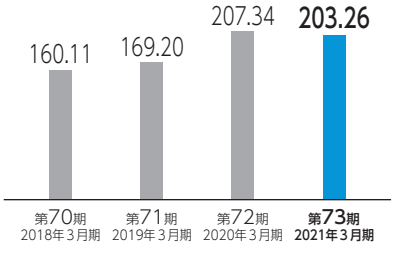
経常利益 (単位：百万円)



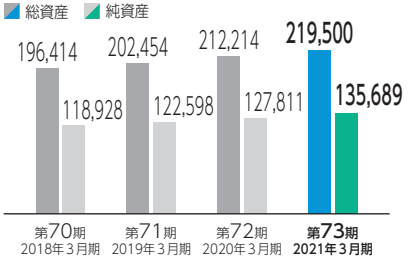
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



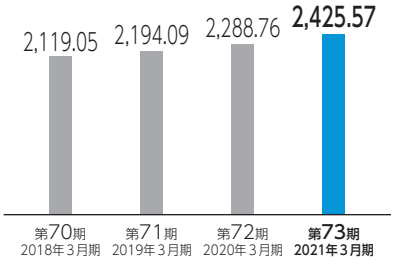
１株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産 / 純資産 (単位：百万円)



１株当たり純資産額 (単位：円)



6 重要な子会社の状況 (2021年３月31日現在)

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
㈱パトライト	300 百万円	100%	自社製品事業
SIAM ORIENT ELECTRIC CO.,LTD.	133 百万バーツ	100%	自社製品事業

7 主要な事業内容 (2021年３月31日現在)

当社グループは、電設資材及び産業機器等の卸販売並びに空調部材等の製造販売を主な事業としております。

セグメントごとの主要品目は次のとおりであります。

セグメント	主　要　品　目
電設資材事業	電線ケーブル類、配管類、照明器具、配線器具、受配電機器、空調機器、音響通信システム、防災セキュリティシステム、発電機、太陽光発電システム、計測機器、工具類
産業機器事業	制御機器、電子部品、ＦＡ関連機器
自社製品事業	空調用被覆銅管、空調配管化粧カバー、空調関連部材、表示灯、回転灯、散光式警光灯、情報配線システム、給排水管

8 主要な営業所及び工場 (2021年３月31日現在)

① 当社

本社	大阪本社：大阪市西区立売堀４丁目11番14号 東京本社：東京都港区港南４丁目１番８号
工場	茨城工場、奈良工場、福岡工場
物流センター	東京物流センター、新東京物流センター、大阪物流センター
営業所 （２９営業所）	(近　畿) 京都営業所など８営業所 (関　東) 横浜営業所など６営業所 (北海道) 札幌営業所など３営業所 (東　北) 仙台営業所など３営業所 (東　海) 名古屋営業所など２営業所 (北　陸) 金沢営業所 (中　国) 広島営業所など３営業所 (九　州) 福岡営業所など３営業所

② 子会社

㈱パトライト	大阪市
SIAM ORIENT ELECTRIC CO.,LTD.	タイ王国チョンブリ県

9 企業集団の使用人の状況 (2021年３月31日現在)

セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
電設資材事業	896 (90) 名	43 (△1) 名
産業機器事業	203 (20)	7 (△3)
自社製品事業	973 (259)	△46 (△10)
全社（共通）	111 (34)	7 (17)
合計	2,183 (403)	11 (3)

(注) 1．使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

2 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

1 発行可能株式総数 152,920,000株

2 発行済株式の総数 56,419,000株

3 当事業年度末の株主数 7,609名

4 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,679,100株	8.40%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,524,100	6.33
株式会社りそな銀行	1,596,240	2.86
因幡電機従業員持株会	1,088,148	1.95
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	934,700	1.67
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	805,700	1.44
吉川昌子	805,400	1.44
JP MORGAN CHASE BANK 385781	789,972	1.41
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	760,761	1.36
株式会社日本カストディ銀行（信託口6）	714,300	1.28

(注) 1．当社は、自己株式を773,469株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

1 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2021年3月31日現在)

① 当社役員の保有に係る新株予約権の内容の概要

名　称 (発行決議日)	新株予約権の数	目的となる株式の数	払込金額 (1個当たり)	行使に際して出資される財産の価額 (1個当たり)	行　使　期　間
第8回新株予約権 (2014年7月28日)	128個	25,600株	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	356,000円	2016年7月29日から 2021年7月28日まで
第9回新株予約権 (2015年7月31日)	1,010個	202,000株	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	403,400円	2017年8月1日から 2022年7月31日まで
第10回新株予約権 (2016年7月29日)	1,251個	250,200株	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	348,600円	2018年7月30日から 2023年7月29日まで
第11回新株予約権 (2017年7月31日)	2,657個	531,400株	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	449,000円	2019年8月1日から 2024年7月31日まで
第12回新株予約権 (2018年7月30日)	3,583個	716,600株	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	467,900円	2020年7月31日から 2025年7月30日まで
第13回新株予約権 (2019年7月31日)	4,995個	999,000株	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	467,500円	2021年8月1日から 2026年7月31日まで
第14回新株予約権 (2020年7月31日)	5,400個	540,000株	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	262,800円	2022年8月1日から 2027年7月31日まで

(注) 1．2019年12月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、株式分割前に付与した「新株予約権の目的となる株式の数」は調整されております。
2．行使の条件は次のとおりであります。
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
3．新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株（2019年12月1日以前に付与した新株予約権については200株）であります。

② 当社役員の保有する新株予約権の区分別の状況

名　称	取　締　役（監査等委員を除く）		取　締　役（監査等委員）	
	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数
第８回新株予約権	0個（0株）	0名	0個（0株）	0名
第９回新株予約権	421個（84,200株）	3名	16個（3,200株）	1名
第10回新株予約権	607個（121,400株）	6名	0個（0株）	0名
第11回新株予約権	778個（155,600株）	6名	0個（0株）	0名
第12回新株予約権	850個（170,000株）	6名	0個（0株）	0名
第13回新株予約権	1,050個（210,000株）	7名	100個（20,000株）	1名
第14回新株予約権	1,050個（105,000株）	7名	0個（0株）	0名

（注）１．取締役（監査等委員）が保有している新株予約権は、使用人及び監査等委員会導入前の取締役として在籍中に付与されたものであります。
２．2019年12月１日付にて実施した株式分割（１株を２株に分割）に伴い、株式分割前に付与した「新株予約権の目的となる株式の数」は調整されております。
３．新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は、100株（2019年12月１日以前に付与した新株予約権については200株）であります。

2 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

		第14回新株予約権	
発行決議日		2020年７月31日	
新株予約権の数		5,410個 （新株予約権１個につき100株）	
目的となる株式の数		541,000株	
払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
行使に際して出資される財産の価額		１個当たり262,800円	
行使期間		2022年８月１日から 2027年７月31日まで	
行使の条件		（注）	
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	4,360個 436,000株 265名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	0個 0株 0名

（注）行使の条件は次のとおりであります。
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

4 会社役員に関する事項

1 取締役の氏名等

（2021年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	守谷　承弘	
代表取締役社長	喜多　肇一	
専務取締役	枝村　浩平	営業戦略本部長
専務取締役	家郷　晴行	管理本部長
常務取締役	奥田　善紀	電材カンパニー長
取締役	岩倉　広幸	生産・技術本部長
取締役	田代　浩明	電設カンパニー長
取締役（常勤監査等委員）	北野　明彦	
取締役（監査等委員）	芝池　勉	公認会計士 石原ケミカル㈱　社外監査役 ㈱紫光技研　監査役 ㈶信頼資本財団　理事
取締役（監査等委員）	中村　克宏	弁護士
取締役（監査等委員）	藤原　友江	公認会計士 税理士
取締役（監査等委員）	坂本　雅明	桜美林大学　准教授 東京都立大学大学院　非常勤講師

（注）１．当社は、2020年６月19日開催の第72期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
２．取締役（監査等委員）芝池 勉氏、中村 克宏氏、藤原 友江氏及び坂本 雅明氏は、社外取締役であります。
３．取締役（監査等委員）芝池 勉氏及び藤原 友江氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
４．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために取締役（監査等委員）北野 明彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
５．当社は、取締役（監査等委員）芝池 勉氏、中村 克宏氏、藤原 友江氏及び坂本 雅明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
６．当社は、執行役員制度を導入しております。2021年３月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

会社における地位	氏　名	担　当
執行役員	玉垣　雅之	経営企画室長
執行役員	葛山　豊	電工カンパニー長
執行役員	堀家　一美	産機カンパニー長
執行役員	溝越　尚人	総務部長兼人事担当

2 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（監査等委員）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社のすべての取締役（執行役員も含む）であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険会社がてん補することとなります。

なお、故意または重過失により生ずる損害については、保険契約の免責事項としており、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

4 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月22日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会に諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりであります。

１．基本方針

当社の取締役の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを基本方針とします。この方針に基づき、取締役の報酬は、金銭報酬として固定報酬及び業績連動報酬を支給するとともに、非金銭報酬としてストックオプションを付与します。また、監査等委員である取締役の報酬は、金銭報酬として固定報酬及び業績連動報酬を支給します。

２．金銭報酬の個人別の報酬の額等の決定に関する方針

金銭報酬は、役位、常勤・非常勤の別、職務の内容、会社の業績、世間水準、従業員給与の水準、個別評価等を総合的に勘案して決定するものとします。金銭報酬としての固定報酬は月例にて支給し、業績連動報酬は業績向上に対する意識を高めるため単体当期純利益の２％を限度額に、毎年一定の時期に賞与として支給します。

３．非金銭報酬の内容及び額等の決定に関する方針

非金銭報酬は、中長期的な業績及び企業価値の向上を図るため、株主総会において決議された限度額及び上限付与数の範囲内でストックオプションを付与します。ストックオプションの公正価値はブラック・ショールズモデルを考慮し、個人別の付与数及び付与時期を取締役会で決定します。

４．金銭報酬の額及び非金銭報酬の額の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、業績連動報酬の額が事業年度によって変動するため、その割合を定めておりません。

なお、指名報酬委員会は、取締役の種類別の報酬割合を適切に設定するように留意します。

５．個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

指名報酬委員会は、公正な視点をもって各役位に対する基準額の水準の妥当性について審議し、取締役会に答申することで、客観性・透明性を確保します。

なお、指名報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された取締役で構成し、委員の過半数を社外取締役とするとともに、この中から委員長を選定します。

個人別の金銭報酬額については、取締役会から一任された代表取締役社長が株主総会において決議された限度額の範囲内で決定します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　分	員　数（名）	報酬等の種類別の総額（百万円）			報酬等の総額（百万円）
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （内　社外取締役）	11 （3）	221 （2）	155 （－）	51 （－）	428 （2）
取締役（監査等委員） （内　社外取締役）	5 （4）	24 （15）	5 （2）	2 （－）	32 （18）
監　査　役 （内　社外監査役）	3 （2）	4 （1）	－ （－）	－ （－）	4 （1）
合　計 （内　社外役員）	19 （9）	251 （19）	160 （2）	53 （－）	464 （22）

（注）1．上記には、2020年６月19日開催の第72期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役３名（内 社外監査役２名）の在任中の報酬等の額が含まれております。また、当社は同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しており、取締役（監査等委員）５名の員数と支給額につきましては、取締役在任期間分は取締役（監査等委員を除く）に、監査等委員在任期間分は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。

2．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．業績連動報酬等に係る業績指標は、単体当期純利益の２％を限度額としており、その実績は160百万円であります。当該指標を選択した理由は、業績向上に対する意識を高めるためであります。当社の個人別の業績連動報酬は、役位、常勤・非常勤の別、職務の内容、会社の業績、世間水準、従業員給与の水準、個別評価等を総合的に勘案して決定されております。

4．非金銭報酬等はストックオプションであり、その内容は「３．１．当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」のとおりであります。

5．取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2020年６月19日開催の第72期定時株主総会において年額600百万円以内（内 社外取締役分50百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、７名（内 社外取締役０名）であります。また、金銭報酬とは別枠で、ストックオプション報酬額として年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、７名であります。

6．取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2020年６月19日開催の第72期定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は、５名であります。

7．監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬額は、2018年６月22日開催の第70期定時株主総会において年額600百万円以内（内 社外取締役分50百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、10名（内 社外取締役２名）であります。

8．監査等委員会設置会社移行前の監査役の金銭報酬の額は、1997年６月27日開催の第49期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名であります。

9．取締役会は、代表取締役社長喜多 肇一氏に対し各取締役の固定報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役社長が適任していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会が公正な視点をもって各役位に対する基準額の水準の妥当性について審議した範囲内で決定しております。

5 社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）芝池 勉氏は、石原ケミカル㈱の社外監査役、㈱紫光技研の監査役並びに(公財)信頼資本財団の理事であります。なお、当社と石原ケミカル㈱、㈱紫光技研及び(公財)信頼資本財団との間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）坂本 雅明氏は、桜美林大学の准教授並びに東京都立大学大学院の非常勤講師であります。なお、当社と桜美林大学及び東京都立大学大学院との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会 出席回数 (出席率)	監査等委員会 出席回数 (出席率)	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員) 芝池 勉	12回中12回 (100%)	6回中6回 (100%)	公認会計士としての専門的見地から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割責務を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の役員候補者の選定や内部監査について適宜必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 中村 克宏	12回中12回 (100%)	6回中6回 (100%)	弁護士としての専門的見地から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割責務を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の役員候補者の選定や内部監査について適宜必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 藤原 友江	12回中12回 (100%)	6回中6回 (100%)	公認会計士及び税理士としての専門的見地から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割責務を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の役員候補者の選定や内部監査について適宜必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 坂本 雅明	10回中10回 (100%)	6回中6回 (100%)	技術経営の博士としての専門的見地から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割責務を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の役員候補者の選定や内部監査について適宜必要な発言を行っております。

(注) 坂本 雅明氏は、2020年6月19日開催の第72期定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は、10回であります。

5 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	46百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2．当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
3．監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料・報告を受け、前事業年度の監査計画と会計監査実績の分析・評価を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間・配置計画及び報酬の見積もりの相当性について判断した結果、会社法第399条第１項の同意を行っております。

3 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 会社の体制及び方針

1 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に掲げる体制を整備しており、社長直属の専任部門である監査室が毎事業年度の内部統制監査基本計画に従い、内部統制システムの運用状況について監査しております。その過程で発見された問題点に対しては是正及び改善を行い、監査結果を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの整備及び運用に努めております。

2020年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いオンラインにて外部講師を招き、コンプライアンス研修や法令、社内規定等を遵守するための「行動基準」等の周知徹底により組織及び個人のコンプライアンスに対する意識の向上に取り組みました。また、事業環境の変化や関係法令の改正等に応じてリスクの洗い出しを行うとともに、重大なリスクへの対策を講じ、リスク低減を図りました。

以上のことから、2020年度における当社の内部統制システムは有効に運用されたものと判断しております。

内部統制システム構築の基本方針の概要は次のとおりであります。

①当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 法令、社内規定等を遵守するための「行動基準」等を定め、これを当社及び子会社の取締役等及び使用人に周知徹底します。
- コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメントと企業倫理・コンプライアンスを統合して推進します。
- 内部監査を実施し、倫理性・透明性の高い事業活動を実践できるよう遵法精神の浸透を図ります。
- 内部通報制度を導入し、法令等に違反する行為、またはそのおそれのある行為について、当社及び子会社の取締役等及び使用人より通報を受け付けます。
- 社外取締役を選任し、経営監視機能を強化します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的媒体に記録し、法令、社内規定等に基づいて適切に保存及び管理します。
- 透明性の高い経営を実現するために、情報開示委員会を設置し、重要情報について適時に積極的な開示を行います。

③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- 各本部、各カンパニー単位でリスクの洗い出しを行い、定期的に見直しを行います。また、重点対応リスク及び対応方針を検討し、各部門で対応策を実施します。
- 各子会社の所管部門を定め、所管部門は関連部門と協力して子会社のリスク管理を行います。・上記のうちグループ全体に関係する重大リスクについては、全社的な対応を行います。
- 危機発生の際には、対策委員会を設置する等して報告及び情報伝達を迅速に行い、必要な対策を講じます。

④当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・社内カンパニー制を採用し、各本部、各カンパニーの執行責任及び成果責任を明確化するとともに意思決定の迅速化と業務の効率化を図ります。
・子会社の経営については自主性を尊重しつつ、必要に応じて適切な指導や助言を行い、グループとしての経営効率を図ります。
・取締役会にて構築すべき内部統制の有効性について、内部監査にて検証します。

⑤子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・「関係会社管理規定」に基づき、各子会社は経営内容等の定期的な報告と重要事項についての事前協議を行います。

⑥財務報告の信頼性を確保するための体制

・当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規定等の整備を図るとともに適切に報告する体制を整備します。
・その体制についての整備・運用状況を定期的・継続的に評価する仕組みを構築します。

⑦監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査等委員会と協議のうえ人選を行い、その任に当てるものとします。
・監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務遂行します。
・監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の異動、評価、懲戒処分等には監査等委員会の同意を必要とします。

⑧当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

・取締役（監査等委員である取締役を除く。）は重要事項について監査等委員会に遅滞なく報告します。
・内部監査の結果は監査報告書の交付により監査等委員会に報告されます。

⑨当社の子会社の取締役等及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

・監査等委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人から子会社の管理の状況について報告を受け、必要があるときは、子会社に対し事業の報告を求めます。

⑩監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・内部通報制度における通報窓口には監査等委員も含まれ、通報者は内部通報によって不利な取扱いを受けないものとします。

⑪監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・監査等委員は職務の執行上支出した費用について当社に償還を請求することができ、請求があった場合には速やかに処理を行います。

⑫その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査等委員会は、社長及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）へ定期ヒアリングを行います。また、監査室長から内部監査報告を受けるほか、会計監査人とも定期的な意見交換を行います。

・監査等委員は必要に応じて、重要会議に出席することができるものとします。

⑬反社会的勢力排除に向けた体制

・当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係その他いかなる関係も持ちません。

・反社会的勢力による不当な要求には、警察当局等と連携しながら毅然たる態度で対応します。

2 株式会社の支配に関する基本方針

当社は株式会社の支配に関する基本方針を定めており、その概要（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は以下のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の株券等の大規模買付行為またはその提案であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、本来、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付行為またはその提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものであります。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは取締役会が代替案を策定するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付行為を行おうとする者の掲げる条件よりも有利な条件を提示するためにこれらの者との交渉を必要とするもの等、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた諸施策の潜在的効果、事業分野・人的ネットワークの有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上でなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることは困難であると考えており、当社の株券等の大規模買付行為を行う者がこれらの要素を十分に把握し中長期的な事業展開を行う者でなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反することになると考えます。

当社は、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、買付者等に対して必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見などを適時かつ適切に開示し、株主の皆様の検討時間の確保に努める等、会社法、金融商品取引法等の関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 2021年3月31日現在

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	**176,957**
現金及び預金	75,015
受取手形及び売掛金	68,902
電子記録債権	17,560
商品及び製品	12,454
仕掛品	255
原材料及び貯蔵品	1,567
その他	1,228
貸倒引当金	△26
固定資産	**42,542**
有形固定資産	**21,715**
建物及び構築物	6,050
機械装置及び運搬具	621
工具、器具及び備品	778
土地	14,101
建設仮勘定	85
その他	78
無形固定資産	**1,233**
投資その他の資産	**19,593**
投資有価証券	17,691
繰延税金資産	60
その他	1,851
貸倒引当金	△10
資産合計	**219,500**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**77,668**
買掛金	63,653
電子記録債務	4,868
短期借入金	344
未払法人税等	2,430
賞与引当金	2,904
役員賞与引当金	160
製品保証引当金	107
その他	3,199
固定負債	**6,142**
繰延税金負債	839
退職給付に係る負債	49
その他	5,254
負債合計	**83,810**
純資産の部	
株主資本	**128,908**
資本金	**13,962**
資本剰余金	**14,171**
利益剰余金	**102,694**
自己株式	**△1,920**
その他の包括利益累計額	**6,063**
その他有価証券評価差額金	**5,862**
為替換算調整勘定	**200**
新株予約権	**717**
純資産合計	**135,689**
負債・純資産合計	**219,500**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 2020年4月1日から2021年3月31日まで

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**277,369**
売上原価		**233,972**
売上総利益		**43,397**
販売費及び一般管理費		**27,942**
営業利益		**15,455**
営業外収益		
受取利息	45	
受取配当金	382	
仕入割引	954	
その他	300	1,682
営業外費用		
支払利息	11	
売上割引	1,239	
その他	73	1,324
経常利益		**15,813**
特別利益		
投資有価証券売却益	1,020	
固定資産売却益	5	1,025
特別損失		
固定資産除却損	23	
固定資産売却損	0	
新型コロナウイルス対策費用	233	257
税金等調整前当期純利益		**16,581**
法人税、住民税及び事業税	4,491	
法人税等調整額	767	5,258
当期純利益		**11,323**
親会社株主に帰属する当期純利益		**11,323**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 2020年4月1日から2021年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,962	14,171	96,946	△ 1,920	123,160
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 5,568		△ 5,568
親会社株主に帰属する当期純利益			11,323		11,323
自己株式の取得				△ 1,500	△ 1,500
自己株式の処分			△ 6	1,500	1,493
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	5,748	0	5,748
当期末残高	13,962	14,171	102,694	△ 1,920	128,908

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,804	217	4,022	628	127,811
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 5,568
親会社株主に帰属する当期純利益					11,323
自己株式の取得					△ 1,500
自己株式の処分					1,493
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	2,058	△ 17	2,040	88	2,129
連結会計年度中の変動額合計	2,058	△ 17	2,040	88	7,877
当期末残高	5,862	200	6,063	717	135,689

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 2021年3月31日現在

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	**167,291**
現金及び預金	71,924
受取手形	9,545
電子記録債権	17,070
売掛金	56,295
商品及び製品	11,107
原材料及び貯蔵品	269
前渡金	206
前払費用	226
未収入金	623
その他	46
貸倒引当金	△ 26
固定資産	**49,884**
有形固定資産	**17,222**
建物	3,848
構築物	88
機械及び装置	311
車両運搬具	105
工具、器具及び備品	463
土地	12,312
建設仮勘定	60
その他	31
無形固定資産	**989**
ソフトウェア	885
ソフトウェア仮勘定	38
電話加入権	26
その他	39
投資その他の資産	**31,672**
投資有価証券	16,724
関係会社株式	8,509
出資金	7
関係会社長期貸付金	4,800
破産更生債権等	9
長期前払費用	71
差入保証金	782
保険積立金	728
その他	49
貸倒引当金	△ 10
資産合計	**217,176**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**75,803**
電子記録債務	4,868
買掛金	63,013
未払金	1,211
未払費用	410
未払法人税等	2,364
未払消費税等	469
前受金	488
預り金	101
前受収益	5
賞与引当金	2,655
役員賞与引当金	160
その他	54
固定負債	**5,692**
長期預り保証金	4,868
繰延税金負債	715
その他	108
負債合計	**81,496**
純資産の部	
株主資本	**129,149**
資本金	**13,962**
資本剰余金	**14,171**
資本準備金	14,171
利益剰余金	**102,935**
利益準備金	807
その他利益剰余金	102,128
別途積立金	35,500
繰越利益剰余金	66,628
自己株式	△ 1,920
評価・換算差額等	**5,813**
その他有価証券評価差額金	**5,813**
新株予約権	**717**
純資産合計	**135,680**
負債・純資産合計	**217,176**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 2020年4月1日から2021年3月31日まで

(単位：百万円)

科目		金額
売上高		**267,958**
売上原価		**228,693**
売上総利益		**39,265**
販売費及び一般管理費		**24,560**
営業利益		**14,704**
営業外収益		
受取利息	92	
受取配当金	385	
仕入割引	950	
その他	238	1,667
営業外費用		
支払利息	3	
売上割引	1,238	
その他	73	1,315
経常利益		**15,056**
特別利益		
投資有価証券売却益	1,020	
固定資産売却益	3	1,024
特別損失		
固定資産除却損	20	
固定資産売却損	0	
新型コロナウイルス対策費用	233	254
税引前当期純利益		**15,825**
法人税、住民税及び事業税	4,379	
法人税等調整額	628	5,007
当期純利益		**10,818**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 2020年４月１日から2021年３月31日まで

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	13,962	14,171	―	14,171	807	35,500	61,384	97,691	△ 1,920	123,905
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△ 5,568	△ 5,568		△ 5,568
当期純利益							10,818	10,818		10,818
自己株式の取得									△ 1,500	△ 1,500
自己株式の処分							△ 6	△ 6	1,500	1,493
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	―	―	5,243	5,243	0	5,243
当期末残高	13,962	14,171	―	14,171	807	35,500	66,628	102,935	△ 1,920	129,149

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,765	3,765	628	128,299
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 5,568
当期純利益				10,818
自己株式の取得				△ 1,500
自己株式の処分				1,493
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	2,048	2,048	88	2,136
事業年度中の変動額合計	2,048	2,048	88	7,380
当期末残高	5,813	5,813	717	135,680

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０２１年5月１２日

因幡電機産業株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和　田　朝　喜　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　木戸脇　美　紀　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、因幡電機産業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、因幡電機産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０２１年5月１２日

因幡電機産業株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和　田　朝　喜　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　木戸脇　美　紀　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、因幡電機産業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

⑵計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０２１年5月１３日

因幡電機産業株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　北　野　明　彦　㊞

監査等委員　芝　池　　勉　㊞

監査等委員　中　村　克　宏　㊞

監査等委員　藤　原　友　江　㊞

監査等委員　坂　本　雅　明　㊞

以　上

（注）１．監査等委員 芝池勉、中村克宏、藤原友江及び坂本雅明は、会社法第2条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

２．当社は、2020年６月19日開催の第72回定時株主総会の決議により、同総会終結の時をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2020年４月１日から2020年６月18日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会 場

大阪市西区立売堀４丁目11番14号

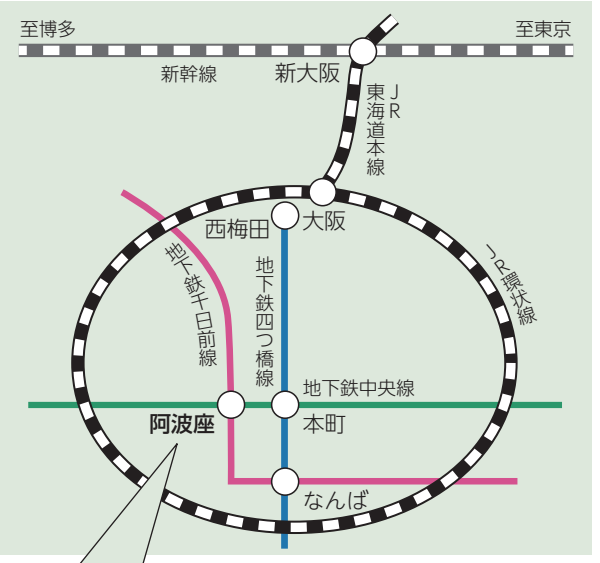
当社 11階会議室

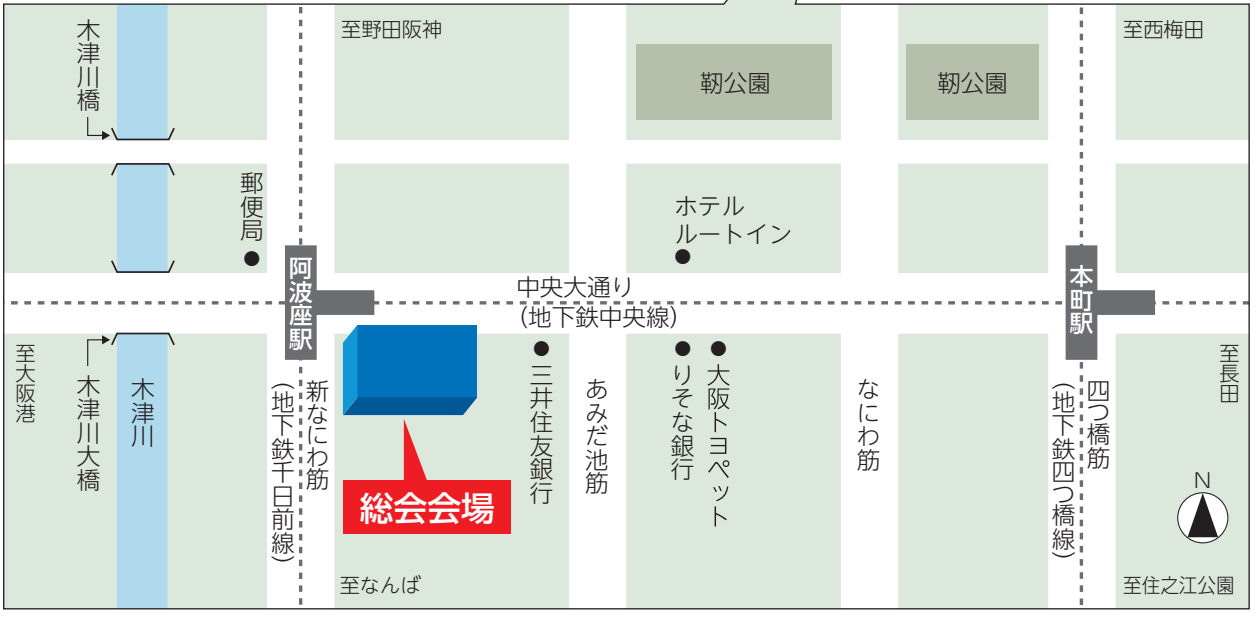
交 通

地下鉄（中央線・千日前線）

阿波座駅 下車（４番出口すぐ）

※ なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承くださいますようお願い申しあげます。





因幡電機産業株式会社

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。